

平成29年度 行政評価の概要

1 評価対象事業

第8次総合計画推進計画の展開施策のうち、子育て支援施策及び高齢者福祉施策の中から、それぞれ事業費の上位7事業を選定した。

ただし、裁量の無い事業、繰出金、管理費等は除いている。

高齢者福祉施策（7事業）	子育て支援施策（7事業）
介護保険居宅サービス利用料負担軽減対策費	すこやか親子推進費
老人福祉施設等建設補助金	ひとり親家庭等医療費助成費
老人クラブ・高齢者いきいの家運営費	子ども医療費助成費
高齢者等屋根雪下ろし事業費	保育体制充実費
高齢者バス料金助成費	子どものための教育・保育給付費
高齢者生きがい対策費	留守家庭児童会運営費
ファミリーサポートセンター等運営費	留守家庭児童会開設費

2 選定理由

(1) 一般会計に占める割合が大きい

- 平成29年度当初予算における民生費の割合は44%であり、15年連続で上昇している。
- 子ども医療費助成費などの衛生費で整理している事業や、職員費で整理している関係職員の人件費を加えるとさらに割合は大きくなる。

(2) 急速に進む少子高齢化への対応が迫られている

- 高齢化の進行により、高齢者福祉関係費は今後もさらに増加が見込まれている。
- 少子化に伴う人口減少や労働力不足への対応として、子育て環境の整備に対する社会的要求が強い。

以上の理由から、本市の行政運営にとって重要かつ大きな割合を占め、今後も財政への影響が大きい高齢者福祉施策と子育て支援施策を行政評価の対象とした。

3 評価の視点

最終的には個々の事業を評価するが、その事業のみを見て評価するのではなく、次の3つの目を持って多角的、複眼的に評価する。

(鳥の目) 個々の事業が属する施策の全体像やバランス、市の財政状況や予算に占める割合といった大局的で俯瞰的な視点

(虫の目) 個々の事業の効果や事務効率といった、事業の詳細を分析する視点

(魚の目) 他都市の動向や国の政策といった、事業を取り巻く流れを把握する視点

- 事業の必要性や効率性、効果はどうか
- 財政的な制約がある中、優先すべき事業か、他都市と比較して事業量は妥当か

4 評価区分

「A（予定どおり推進）」：これまでどおり事業を継続する必要がある場合

「B（見直し）」：内容を見直した上で事業を継続する必要がある場合

「C（取組中止）」：事業を中止する必要がある場合

5 評価の流れ

